

## 新型コロナウイルス感染症関連支援施策

### 上水道の基本料金を2か月分免除します

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う本市上水道使用者の経済的負担を軽減するため、京都府の緊急事態宣言期間相当分（2か月分）の上水道の基本料金相当額（消費税等相当額を含みます。）を全額免除します。

#### 1 免除の対象者

令和2年4、5月分の本市上水道の基本料金（消費税等相当額を含みます。）の請求がある使用者（官公庁等は除きます。）

#### 2 免除額

令和2年4、5月使用分にかかる本市上水道の基本料金相当額

水道メーター口径等	免除する基本料金相当額 月額（税込）
13 mm	1,034 円
20 mm	1,320 円
25 mm	2,310 円
40 mm	6,160 円
50 mm	9,570 円
75 mm～	23,100 円
湯屋営業用	6,490 円
工事その他臨時用水	4,620 円

※お客様の水道メーターの口径は、メーターのフタ、表示部または側面に記してあります。

**※上水道の従量料金、下水道使用料、農業集落排水使用料は免除対象にはなりません。**

**※閉栓等により令和2年4、5月使用分を精算された方には、免除対象月分の上水道の基本料金を請求していない場合がございます。その場合は、免除の対象にはなりません。**

※7、8月の検針レシートに記載の水道料金の請求金額は、上水道の基本料金免除前の金額を表示しております。請求時に減額させていただきますのでご確認ください。

#### 3 申請手続き等

##### (1) 申請手続きが不要な方

ア **継続使用の方**

イ **閉栓等された方**で、令和2年4、5月使用分の上水道の基本料金を含む上水道料金が**未払いの方**

- ・継続使用の方は、令和2年7、8月に請求する上水道の基本料金から免除する基本料金相当額を**減額**します。
- ・閉栓等された方で未払いの方は、令和2年4月から7月の請求の中で、上水道の基本料金から免除する基本料金相当額を**減額**します。

(2) 申請手続きが必要な方

ア **閉栓等された方**で、令和2年4、5月使用分の上水道の基本料金を含む上水道料金を**納付済みの方**

・該当する方には、令和2年7月下旬に市から還付申請書を送付しますので、**令和3年2月28日までに提出**をお願いします。

例) メーター口径 13 mm、使用水量が 20 立方メートル使用の場合  
(公共下水道区域の場合)

【比較表】

(税込)

●免除前

水道料金		下水道使用料		合計
3,371 円		2,530 円		5,901 円
基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	
1,034 円	2,337 円	1,144 円	1,386 円	

●免除後

水道料金		下水道使用料		合計	免除額
2,337 円		2,530 円		4,867 円	1,034 円
基本料金	従量料金	基本料金	従量料金		
0 円	2,337 円	1,144 円	1,386 円		

注意 今回の免除措置について、電話での口座情報の聞き取りや ATM への誘導、ご自宅への訪問をすることはありません。特殊詐欺が増えておりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】 上下水道お客様センター TEL0773-22-6500

〒620-0876 福知山市字堀(水内) 9 4 5 番地